

## 1節 男女共同参画社会の環境整備

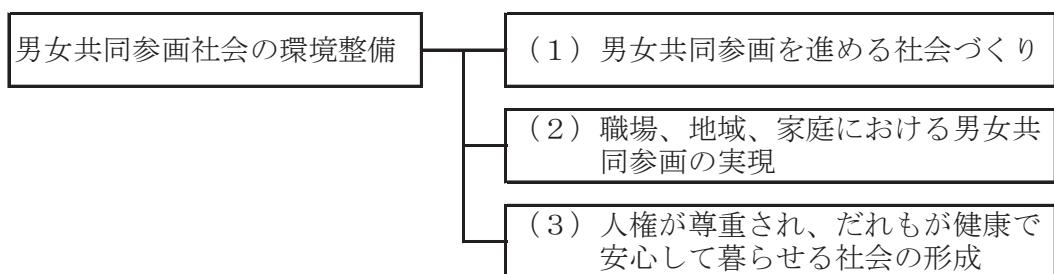
### 【現状と課題】

町では平成18年度に北栄町男女共同参画推進条例を制定、平成29年度には第3次北栄町男女共同参画基本計画を策定し、この基本計画に基づいて男女共同参画及び女性活躍推進の関連施策を推進しています。現状としては、男女共同参画社会を目指す法的制度上の改善は着実に推進されていますが、固定的な性別役割分担意識はまだ根強く残っており、男女の平等理念は必ずしも私たちの生活の中に根づいているとはいえません。

### 【施策の基本方向】

- ・個々の人権を尊重し、男女の個性や能力が発揮できるよう、あらゆる場における男女共同参画の実現を推進します。

### 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 男女共同参画を進める社会づくり

- ・政策・方針決定の場への女性の参画を拡大します。
- ・男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実を図ります。
- ・幼児教育、学校教育を通して男女平等意識の育成を図ります。
- ・地域における男女共同参画の推進を図ります。
- ・男性や子どもにとっての男女共同参画の推進を図ります。

### (2) 職場、地域、家庭における男女共同参画の実現

- ・職場における男女共同参画の実現を図ります。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。
- ・農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の確立を図ります。

### (3) 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会の形成

- ・高齢者、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。
- ・男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を推進します。
- ・生涯を通じた男女の健康の支援を行います。

## 【施策の目標】

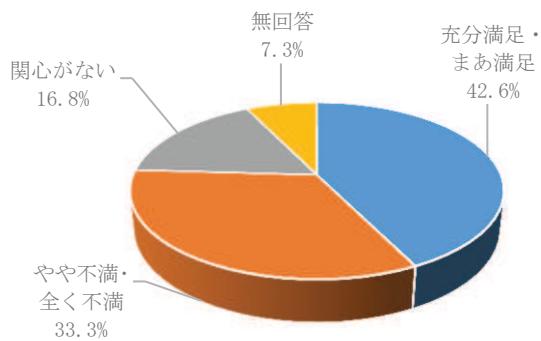
項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
委員会・審議会における女性委員の割合	38.5%	50.0%	第3次北栄町男女共同参画基本計画（H29年7月策定）
男女が平等に参加できる社会づくりに対する満足度	44.0%	75.0%	町民アンケート

## 1節 協働活動の推進

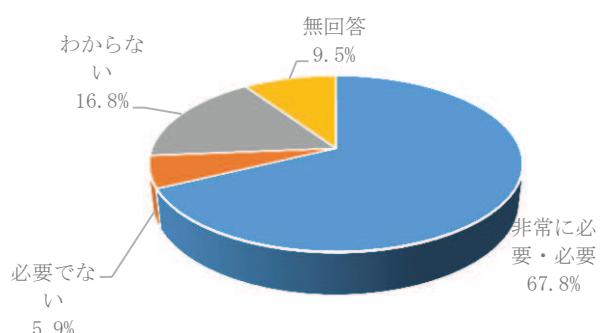
### 【現状と課題】

町民と行政とが協働してまちづくりを進めるため、平成19年度に「北栄町自治基本条例」を制定しましたが、制定の意義やその内容について町民に十分に浸透しているとはいえない。また、町民等の参画の機会を保障するための取組として、パブリックコメント実施要綱の制定や地域座談会の実施、審議会等の委員公募を行っていますが、応募が多いとはいせず、まちづくりへの積極的な参加意識が低いのが現状です。今後、より一層の意識高揚のための取組が必要です。

「住民参加によるまちづくり」に対する満足度



「住民参加によるまちづくり」に対する必要度

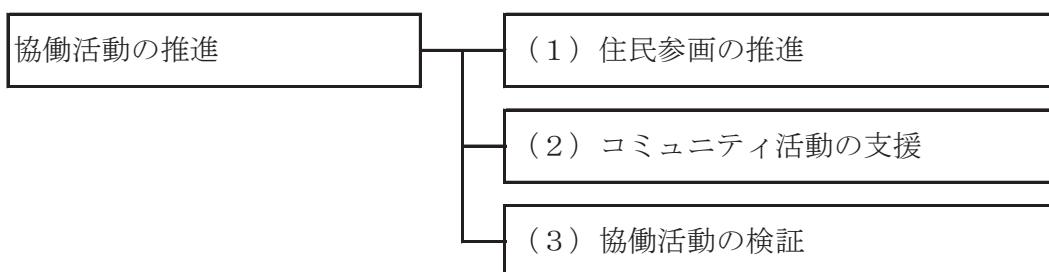


(H26町民アンケート)

### 【施策の基本方向】

- ・北栄町自治基本条例に基づき、町民、事業者、コミュニティ及び町は、お互いの理解と信頼関係のもとに協働によるまちづくりを推進します。
- ・町民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行います。

### 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 住民参画の推進

- ・公募による各種審議会等の町民委員の登用や、重要な条例や計画の策定にあたっての町民意見募集の実施など、町民の声が町政に反映させるシステムを確立します。
- ・民間団体や、ボランティアによる活動が充実するための支援を行い、活動団体相互の連携を呼びかけます。
- ・協働と参画に対する意識の啓発を行います。

### (2) コミュニティ活動の支援

- ・町民の自主的な地域づくり活動への参画を支援します。特に、まちづくりへの関心が高まりつつある若年層の活動を支援します。
- ・自治会活動などと連携し、まちづくり活動の活発化を促進します。
- ・地域活動の核となる人材の育成に努めます。

### (3) 協働活動の検証

- ・自治基本条例第29条<sup>\*1</sup>に基づき、協働と参画のまちづくりについて、定期的に検証を行います。

## 【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
まちづくりに参加したいと思う人の割合	48.2%	75.0%	町民アンケート

#### 【協働】

まちづくりの主体である町民と町、町民同士がそれぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力しあうことをいいます。（自治基本条例逐条解説より）

#### 【参画】

政策立案から実施、評価に至る町の意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与することをいいます。「参画」は「参加」より行政活動への関与の度合いが強く、原則として責任のある役割を担う意味を持ちます。（自治基本条例逐条解説より）



#### 【用語解説】

##### \*1 自治基本条例第29条

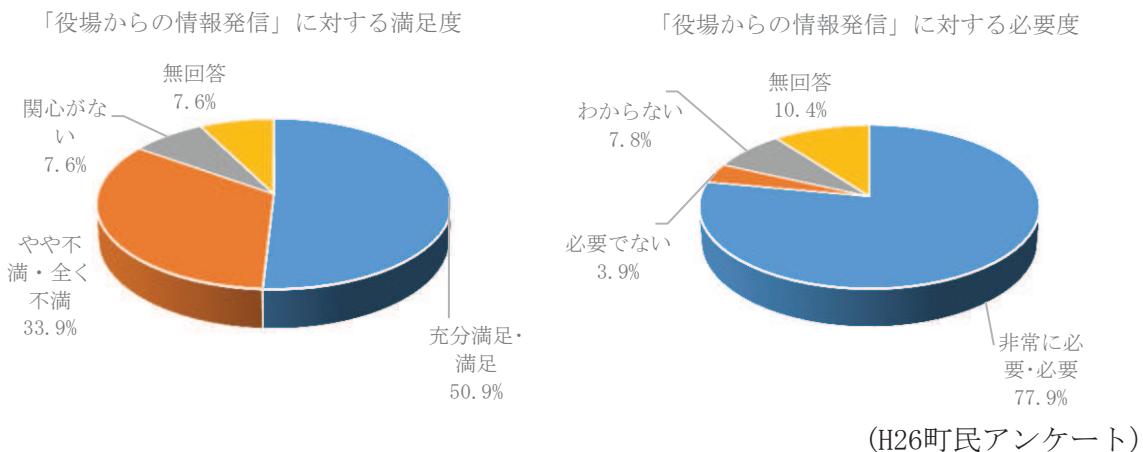
（条例の見直し）町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合したものかを検討しなければならない。

## 1節 開かれた町政運営

### 【現状と課題】

町政情報の積極的な発信は、町政への理解を深め、町政への参画を促進する上で非常に重要です。町民アンケートの結果、役場からの情報発信に対し、満足している人が約51%で、約34%の人は不満であるとの結果になっています。また、多数の人が情報発信は必要であると感じており、より満足のいく情報発信の方法を検討する必要があります。

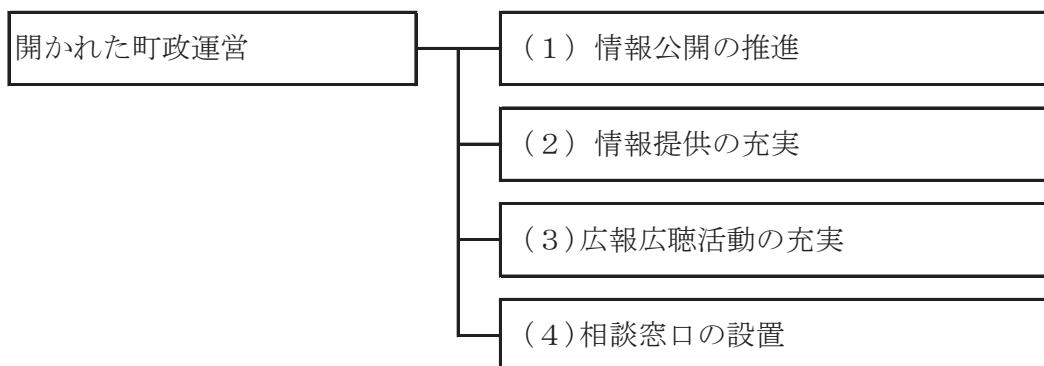
そして、より良い町政運営のため、積極的な情報発信を行うとともに、幅広い年齢層からの町民意見を取り入れることが大切であり、意見や要望の受付窓口、町民が気軽に相談できる苦情相談窓口について、継続して設置することが求められています。



### 【施策の基本方向】

- ・町政に関する情報を積極的に提供し、町民との情報共有を進めます。
- ・政策の立案、決定、実施、及び評価にあたってはその経過、内容、効果等について、町民にわかりやすい説明を行います。
- ・町政に対する意見、要望を受け付け、速やかに回答を行うとともに、庁舎掲示板及び町ホームページ等で公表します。

### 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 情報公開の推進

- ・町施策方針、目標、実施状況等の公開を促進します。
- ・審議会等の議事録をホームページに公開します。

### (2) 情報提供の充実

- ・広報誌、ホームページ、告知放送等により、わかりやすく、的確な情報提供を行います。
- ・facebook等を活用して、北栄町の魅力を発信します。
- ・積極的にCATVやマスメディアを活用し、情報提供を行います。

### (3) 広報広聴活動の充実

- ・魅力ある広報誌づくりを継続します。
- ・ホームページの交流広場や意見箱の設置、各種アンケート調査や地域座談会の実施など、広聴機会の充実を図ります。

### (4) 相談窓口の設置

- ・庁舎及び中央公民館などに設置する意見箱や、町のホームページなどを通じて町政に対する意見、要望、苦情等を受け付け、速やかに回答するとともに、個人情報を含まないものについては、庁舎掲示板などで意見の内容とそれに対する回答を公表します。
- ・個人に関わる日常的な相談や悩み事に対しては、情報提供体制を充実させ、専門機関の紹介などの支援を行います。

## 【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
町政の情報提供満足度	51.0%	85.0%	町民アンケート



北栄町facebook

## 2節 健全な財政運営

### 【現状と課題】

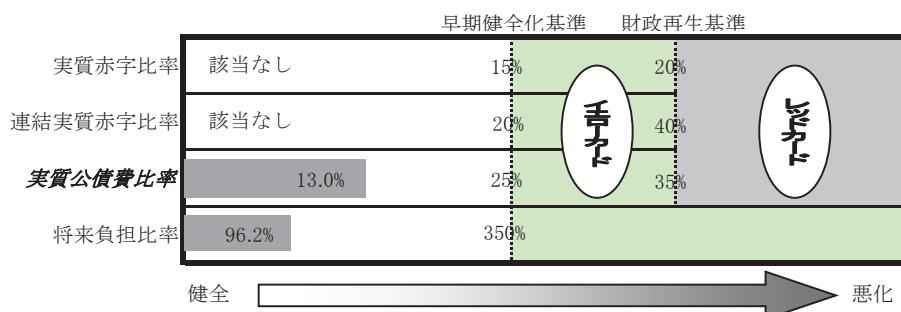
自治体の財政指標のひとつである実質公債費比率<sup>\*1</sup>は、平成21年度をピークに減少しており、平成29年度には13%となるなど近年の財政運営は概ね順調に推移しているところです。一方、町の収入の半分近くを占める普通交付税について、北栄町には約5億5千万円の合併による優遇措置がありますが、この措置が合併後10年を経過する平成28年度から段階的に廃止されることにより、今後地方交付税は大幅に減少していきます。

これに起因し、このままでは財政調整基金が年々減少し、今後も厳しい財政状況が見込まれます。そのため、外部の目で事業を見直し、民間にできることは民間に委ねるなど、コンパクトな自治体運営が必要となってきます。

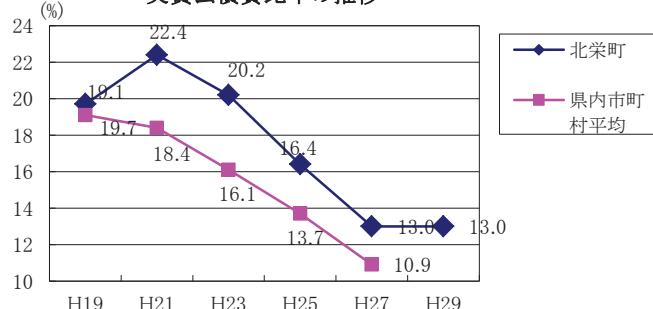
持続可能で健全な財政運営のため、北栄町行政改革プランの確実な実行に加え、平成27年度には全事業について見直しを行い、60事業について町民と外部の評価者による「事業棚卸」を実施しました。また、同年10月から北条庁舎(現在は北条支所)総合窓口を民間委託し、さらに平成30年10月からは、大栄庁舎総合窓口と庶務業務の民間委託を実施しました。

厳しい財政状況下でも住民サービスを維持・低下させず、住民サービスの向上と歳出効率化の両立を図っていく必要があります。

財政健全化判断比率(H29年度決算)



実質公債費比率の推移



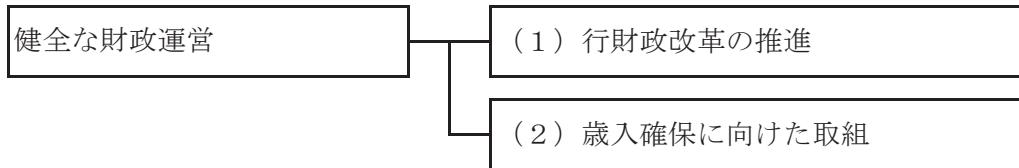
平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、全ての地方公共団体に財政の健全性を判断するために設けられた健全化判断比率の公表が義務付けられました。

この基準をいずれかの指標が超えると、財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による健全化を図ります。

## 【施策の基本方向】

- ・これまでに引き続き、行財政改革の一層の推進を行います。
- ・財源の公正かつ効率的な執行を行い、健全な財政運営を進めます。
- ・財政指標を早期に健全化の範囲内にするよう努めます。

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 行財政改革の推進

- ・行財政改革プランの確実な実行により、無駄のないスリムな行政を目指します。
- ・受益と負担、費用対効果の検証などを行うため、事業棚卸等の手法を用いて事務事業評価を行います。
- ・効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員の従前にとらわれない意識改革を促すとともに、住民目線に立ち、さらなる資質の向上を図ります。
- ・スリムでコンパクトな自治体運営を目指し、民間で可能な事業については、積極的に民間委託を進めます。

### (2) 歳入確保に向けた取組

- ・税をはじめ、保育料、使用料（下水道等）について、課税の対象把握を適正に行うとともに、滞納整理の強化、納税に対する理解促進に努めます。また、ふるさと納税の取組を推進し、寄付金の確保に努めます。

#### ①適正、公平な課税（賦課）

- ・住民目線に立ち情報提供に努めるとともに、税金の申告や納付に関して的確な指導を行います。

#### ②効率的かつ効果的な徴収

- ・口座振替の一層の促進を図るとともに、コンビニ納税の実施により納税者の利便性の確保に努めます。

#### ③関係徴収部署との連携

- ・鳥取中部ふるさと広域連合の徴収機能強化や県との一元的な徴収体制の確立に努めます。

- ・運転免許試験場跡地や晚登育英会<sup>\*2</sup>からの寄付土地など、未利用財産を多く保有しております。売却や運用の取組を進めます。

## 【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
財政調整基金の残高	15億872万円	15億円	
起債残高	84億9,964万円	60億円	
基幹税目の徴収率	現年：99.27% 滞納繰越：34.07%	現年：99.0%以上 滞納繰越：20.0%以上	町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税、介護保険料、後期高齢者保険料

### 【用語解説】

#### \*1 実質公債費比率

一般会計のほか下水道などの特別会計も含めた借金の返済額が、町税など使い道が特定されない財源のうちに占める割合。

#### \*2 晩登育英会

財団法人晩登育英会は大正3年に設立され、鳥取県立由良育英高等学校（現鳥取県立鳥取中央育英高等学校）の生徒に奨学金を支給してきたが、平成17年に解散。